

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日 作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第 3 1 条の 2 3 において準用する第 9 条第 4 項
処 分 の 概 要：許可証の書換え
原権者（委任先）：岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第 3 1 条の 2 3 において準用する第 5 条第 1 項（許可の申請）、第 3 1 条の 2 3 において準用する第 9 条第 3 項第 1 号（許可証の記載事項の変更の届出）、第 3 1 条の 2 3 において準用する第 9 条第 4 項（許可証の書換え） 規則第 1 条（書換え申請書の提出）、第 9 0 条において準用する第 1 7 条（許可証の書換えの手続）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：1 4 日
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署（担当窓口 生活安全課）
問 合 せ 先：申請先に同じ
備 考：